

【消費生活の窓口から】

それ、本当にお得ですか？

～注文確定の前に契約内容をしっかり確認しましょう！～

ネット通販の注文画面では「初回限定」などとお得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気付きにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。

〈事例〉SNS上に通常約6千円のシャンプーが初回500円で購入できるとの広告があり、クレジットカード決済で注文し

た。再度購入しようと思い同じ広告を見たところ、注文を確定する画面の上方に、細かい文字で「5回継続購入」

の記載が一部分だけ見えているのに気付いた。画面をスクロールしなければ全体が表示されず、前回は気が付か

なかった。事業者に解約したいと伝えたが「5回継続購入の条件は明記されている」と言われ断られた。

(当事者：60歳代 男性)

【アドバイス】

◆注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額など契約内容もしっかり確認しましょう。

◆特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。

◆何かあった時の証拠となるので、「最終確認画面」は必ずスクリーンショット※で保存しましょう。

※スクリーンショット：現在表示されている画面に映っている内容を写真のように画像にしたもの。

難しければ、普通のカメラでパソコンや携帯電話の画面を撮ってもよい。

◆困った時は、すぐに消費生活相談窓口か消費者ホットライン188（局番なし）に相談しましょう。

※詳しくは、下記の国民生活センターホームページをご覧ください。

- ・本当にお得？注文確定の前に契約内容をしっかり確認
- ・「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？
 - 「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました！ – [\(PDF\)](#)

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内）☎662-2593